学校法人 追手門学院

2027年度採用　教員募集要項

勤務校	追手門学院中・高等学校
募集教科	保健体育
人数	非常勤講師　若干名

◆応募資格

1. 教育職員の免許状を有する方または取得見込みの方

応募教科の中学校と高等学校の一種(または専修)の教育職員免許状を取得している方。
あるいは、2027年3月末までに取得見込みの方。**中高両方の教員免許が必要です。**

※　2027年4月1日時点で教員免許更新制の修了確認期限を経過している場合や、取得見込みで受験した人が2027年4月1日までに免許が取得できなかった場合、合格により得た一切の資格を失います。

2. 2027年4月1日から勤務できる方

3.特定性犯罪の前科が無い方

2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、当学院の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

◆応募期間

2026年12月18日(金)まで【 必着 】

※ただし、採用者が決まり次第、募集を打ち切らせていただきます。

◆書類送付・問い合わせ先

〒567-0013　茨木市太田東芝町1-1　追手門学院中・高等学校　採用担当者　宛
電話番号:072-697-8185　(各教科の採用担当者宛にお問い合わせください)

※　角形2号封筒(24cm×33.2cm)を使用し、表に**「応募書類在中(保健体育・非常勤講師)」**と朱書してください。

※　ご提出いただく応募書類に記載された個人情報は、採用選考のために使用し、目的以外では一切使用しません。ただし、採用が決定された方の個人情報については採用手続きに必要な書類・情報として引き続き利用する場合があります。なお、不採用者の応募書類は採用選考業務終了後、責任をもって処分いたします。応募書類の返却は致しませんのでご了承ください。

◆ 提 出 書 類

提出物	特記事項	提出方法・時期
1. 履歴書	・連絡先:電話番号・メールアドレスどちらもご記入ください。 ・経歴欄:年月は西暦でご記入ください。また、空白期間が無いよう、浪人期間・在宅期間については、学歴・職歴欄に「在家庭」とご記入ください。 ・学歴:高校入学からご記入ください。 ・職歴:雇用形態もご記入ください。教員歴の場合は専任・常勤等の区分もご記入ください。公立学校の職歴については赴任先もご記入ください。 (例:2023/4 △会社 正社員、2024/4 ○○高校 専任教諭) ・賞罰歴:年月日と内容をご記入ください。刑事罰、懲戒処分、もしくは分限処分については、具体的な理由も明記してください。	※応募時に必要 ※履歴書は写真貼付要。市販の履歴書用紙可。
2.教育職員免許状(または教育職員免許取得見込証明書)	・履歴書に記載いただいた全ての免許状を提出してください。 ・教育職員免許状は写しを、教育職員免許取得見込証明書は原本を提出してください。 ・A4サイズで授与条件欄も提出してください。	

◆ 労 働 条 件 等（非常勤講師）

<table>
<tr><td>1.雇用形態</td><td>非常勤講師</td></tr>
<tr><td>2.契約期間</td><td>1.期間の定め　有　※2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日（この期間の退職は制限されない）
2.契約の更新　更新する場合有　※以下のいずれかで判断する
・生徒数の増減、学級数の増減
・カリキュラムの変更、教育内容の変更
・本人の能力、勤務実績、授業の運営状況、生徒・保護者との対応状況、健康状態
・授業アンケート等の結果
3.更新上限　有　※更新上限：当初の雇用契約締結日を起算日として最長 3 年までとする。
※2028 年 3 月 31 日時点で、65 歳に達しているものについては契約を更新することはできない。</td></tr>
<tr><td>3.試用期間</td><td>試用期間なし</td></tr>
<tr><td>4.就業場所</td><td>（雇入れ直後）　追手門学院中・高等学校　（大阪府茨木市太田東芝町 1-1）
（変更の範囲）　変更なし</td></tr>
<tr><td>5.業務内容</td><td>1.担当教科の教育・指導
2.その他学校運営業務</td></tr>
<tr><td>6.勤務時間</td><td>1.勤務時間：担当教科の時間
2.前項の時間は業務の性質および学校の都合により変更することがある。
3.業務の都合により前項の時間外に勤務を命ずることがある。</td></tr>
<tr><td>7.休日・休暇</td><td>1. 日曜日、国民の祝日
2. 年末、年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
3. 学院創立記念日（5 月 29 日）
4. その他、学院が必要と認めた日
5. 業務の都合により前項の休日を変更することがある。
ただし、4 週間を通じて休日が 4 日を下回ることはない。
6. 休暇　年次有給休暇、その他休暇（特別休暇：無給）</td></tr>
<tr><td>8.給与</td><td><table><tr><td>条件</td><td>給与</td></tr><tr><td>1コマ／1週あたり</td><td>12,400 円</td></tr></table>※内訳：本棒
※前年度実績
※その他手当あり（通勤手当、賞与など）</td></tr>
<tr><td>9.加入保険</td><td>1.社会保険（日本私立学校振興・共済事業団）　※加入条件あり
2.労災保険</td></tr>
<tr><td>10.受動喫煙対策</td><td>敷地内禁煙</td></tr>
</table>

以　上